

ニュース・レター

NEWS LETTER
Apr. 2005

vol.
34

中国春景

中国最大の滝、黄果树国立公園の大瀑布(貴州省安順市、上)と貴州省安順市郊外の村(下)



CONTENTS

- ② 中下裕子・環境ホルモン問題への環境省の対応をめぐって 「SPEED'98」の全面改訂と「EXTEND2005」の策定
- ⑥ 佐賀市での国民会議講演会の報告
- ⑧ 神山美智子・牛肉輸入再開を考える視点
- ⑩ 山田久美子・食品のフタル酸エステル汚染
- ⑪ 中下裕子・「化学物質汚染のない地球を求める東京宣言」の署名活動にご協力下さい!
- ⑫ 環境法の今・外来種対策法とそのパブリックコメントの意義とは
- ⑭ 服部美佐子・ごみ処理の税金負担から事業者責任へ 「容器包装リサイクル法」を改正しよう!

環境ホルモン問題への環境省の対応をめぐって 「SPEED'98」の全面改訂と 「ExTEND2005」の策定

事務局長 中下 裕子

2005年3月14日、環境省は、1998年5月に策定した「内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について—環境ホルモン戦略計画SPEED'98」を全面的に改訂し、新たに「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について—ExTEND2005—」を策定、公表しました。

今回の改訂作業をめぐっては、国民会議では、改訂の方向性を示す意見書を提出するとともに、改訂ワーキンググループの会合の席上でも意見陳述を行い、さらにパブコメ募集に対しても意見を提出するなど、さまざまな意見具申を行ってきました。しかしながら、今回の改訂は、残念ながら私たちの意見が十分に取り入れられたとはいえない内容になっています。そこで、今回の改訂の主要なポイントとその問題点を指摘してみたいと思います。

●これまでの取り組み

ExTEND2005は、①これまでの取り組みと、②今後の方向性の2つのパートから成っています。まず①について述べます。

SPEED'98では、環境ホルモン作用が疑われる化学物質として67物質（その後65物質に改訂）がリストアップされ、優先的に調査研究の対象とされました。このうち28物質について、メダカとラットを用いた独自の試験方法による実験が行われました。その結果、4-ノニルフェノール、4-tert-オクチルフェノール、ビスフェノールAの3物質については、魚類に対する内分泌かく乱作用が推察されました。人に対する影響については、いずれも明らかな作用が確認されませんでした。

この結果から、産業界やその立場寄りの研究者は、

「環境ホルモンは空騒ぎだった」と主張しています。しかし、環境ホルモン作用の有無を確認する試験方法は、世界的に未だ開発途上で、今回の試験方法についてもその有効性を疑問視する声が当初からありました。また、今回の試験は、主として生殖系への影響をみるもので、免疫系や脳神経系への影響を判定するためのものではありません。さらに、試験が実施されたのは28物質にすぎず、残る37物質については未だ試験は行われていないのです。特に農薬類については、65物質中44物質を占めているにもかかわらず、試験されたのは10物質にすぎません。しかもこの10物質は既に農薬登録が失効しているものばかりで、現在使用されている農薬類については、試験が行われていないのです。

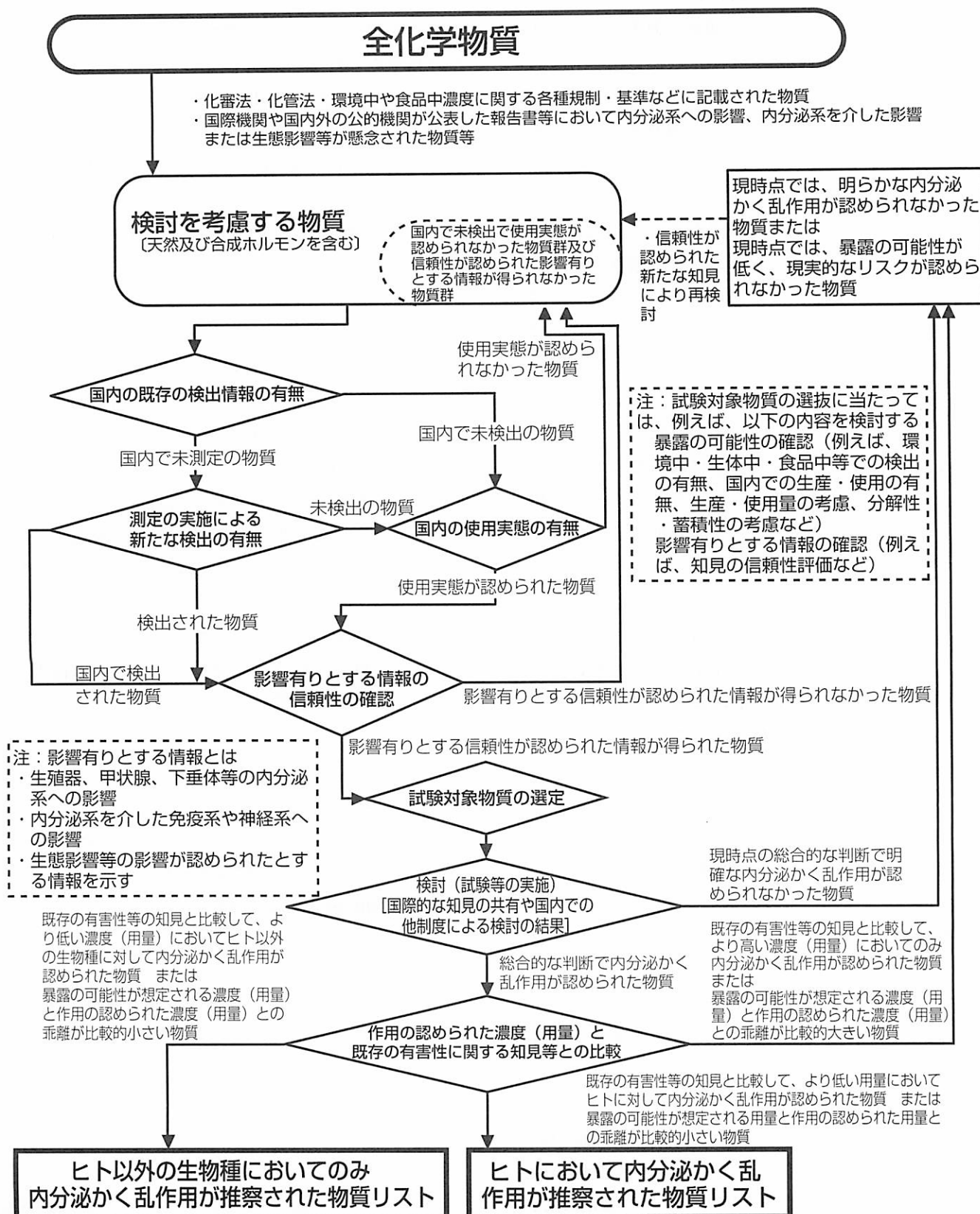
このような事情を考えると、決して「環境ホルモンは終わった」と簡単に結論づけられる状況ではないと言わざるを得ません。逆に、アトピーなどのアレルギーの急増や、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症などの発達障害児の増加など、懸念される影響はますます深刻化しているといっても過言ではありません。

●改訂のポイントとその問題点

ところが、今回、環境省は、残り37物質の試験はしないまま、今後の対応方針の大幅な変更に踏み切りました。以下、②の今後の方向性について、改訂のポイントと問題点を指摘してみます。

まず第一に、基本的な考え方が変化しています。SPEED'98では、「化学物質が有する内分泌攪乱作用が人間及び生態系へ影響を及ぼしている」という指摘が事実であれば、取り返しのつかない危険性をはら

図1 化学物質の内分泌かく乱作用に関する試験対象物質選定と評価の流れ



んだ問題である。本問題への対応に当たっては、後世代に安全な環境を確保することをめざし、……有効な対策を策定することが基本となる」旨明示されていたのですが、今回のEXTEND2005では、こうした認識を示すような文言は一切見られなくなりました。

第二に、こうした基本的考え方の変化を反映して、内分泌かく乱作用に焦点をあてた取り組みから、化学物質の有害性を総合的に捉える視点の強調へと、取り組みの方向性に変化が見られます。確かに総合的な視点は重要ですが、内分泌かく乱作用は新たに発見された毒性で、そのメカニズムの解明や作用の強弱をめぐる調査研究は緒についたばかりといえます。この数年間の知見によれば、生殖系のみならず免疫系や脳神経系をもかく乱してさまざまな影響を及ぼすことが懸念されており、当初の問題提起以上に、複雑ではあるが、人間や生態系にとって極めて重大な問題であることが明らかになってきているのです。こうした状況を考えると、今しばらくは、内分泌かく乱作用に焦点をあてた調査研究を継続することが必要です。さもなくば、せつかくのこの間の研究の積み重ねが無駄になりかねません。

第三に、今回の改訂で、65物質のリストは廃止されました。代わりに、全ての化学物質を対象にした図1のようなフローチャートによって試験対象物質の選定が行われることになりました。ただし、選定物質のリストアップは行わないことが明記されています。おそらく、産業界からの強い要請があったものと推察されます。私たち市民にとっては、リスト化されてはじめて、具体的な物質名を理解でき、製品選択などにも活用できるといえます。また、国の取り組みを国民にわかりやすく示したり、リスクコミュニケーションを円滑にする意味でも、リスト化は有効で、決して廃止すべきではありません。

第四に、今回の改訂では、環境省の役割として野生生物への影響という視点が強調されています。もちろん、生態系への悪影響を防ぐことが環境省の重要な責務であることは当然ですが、他方、環境中の有害化学物質から人の健康を守るという環境保健の分野も、環境省の重要な所管事項です。したがって、人間、特に胎児や子どもへの影響についても、調査研究を推進し、予防原則に立った対策を実施するこ

とが求められています。

●今後の課題

以上のように、今回の改訂は、残念ながら環境ホルモン問題に対する環境省の姿勢を後退させるものと言わざるを得ません。しかし、環境ホルモン問題は決して終わった訳ではありません。それどころか、当初よりも一層複雑かつ重大な問題であることが科学的に明らかになりつつあるのです。WHOでも、最新知見のグローバル・アセスメントが行われています。WHOでは、①時間的な合理性、②関連性の強さ、③観察の一致性、④生物学的整合性、⑤ストレス因子の減弱に伴う回復の証拠の5つの評価因子を用いて、環境ホルモンの影響を評価するフレームワークが開発されています。表1がそのフレームワークを用いた評価事例の一覧表です。WHOの報告書でも、内分泌かく乱作用についてのさらなる調査研究の必要性が強調されています。EUでは、組織的・重点的な新たな取り組みが開始されました。日本でも、さらに多角的、学際的な研究を推進し、それに基づく早期対策の実施が求められています。国民会議では、今後とも、こうした観点から、環境省をはじめ行政や立法府に対して粘り強く働きかけていきたいと思っています。皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いします。

参考：

環境省のHP

<http://www.env.go.jp/chemi/end/extend2005/index.html>

WHOのグローバル・アセスメントの翻訳

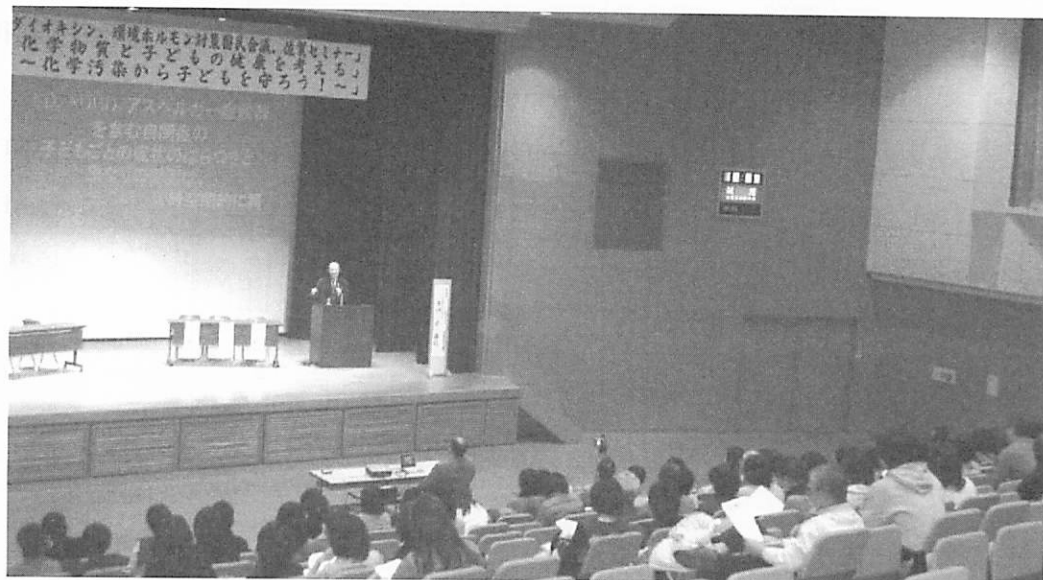
<http://www.env.go.jp/chemi/end/index4.html>

表1 WHOグローバル・アセスメントにおける調査研究例の評価

仮説の内容		評価因子					科学的根拠の全般的強度	
結果	ストレス 因子	時間的な 合理性	関連性の 強さ	観察の 一致性	生物学的 整合性	回復	仮説	E D C メカニズム
ヒト子宮内膜症	TCDD,PCBs	ND	*	*	*	ND	弱	中
ヒト神経行動障害	PCBs,TCDD	****	***	***	***	ND	中	中
ヒト免疫機能攪乱	DDT,DDE, PCBs	***	****	**	**	*	中	弱
ヒト乳がん発生	DDT,DDE, PCBs	*	*	*	**	ND	弱	弱
海産腹足綱動物 インボセックス	TBT	****	****	****	***	****	強	強
バルト海アザラシ 生殖機能低下	PCBs	***	**	***	***	****	強	中
トリGLEMEDS	(PCBs)	****	****	****	****	****	強	弱
集団性水鳥 卵殻薄弱化	DDE等のDDT 代謝物	****	****	****	***	****	強	中
アポプカ湖ワニ 生殖異常	Dicofol, 農薬殺虫剤	****	***	***	***	**	中	中
オンタリオ湖 レイクトラウト 発生異常と繁殖低下	Dioxins, coplanar PCBs	****	****	***	****	****	強	弱
英国下水処理排水に 曝露した魚類 ビテロジェニン誘導	エストロジ ェン性汚染 物質	****	****	***	****	**	強	強
オンタリオ漂白パル プ工場排水に曝露し た魚類の生殖変化	漂白パルプ 工場排水	****	****	***	****	***	強	強

NDは関連データなし。本表はEDCsの影響評価のために開発されたフレームワーク（評価因子）の各クライテリアについて、科学的根拠の全般的強度を要約した。評価因子のうち「回復」とは、「ストレス因子の減弱に伴う回復の証拠」をいう。各クライテリアを弱（*）～強（***）にランク付けし、仮説の各要素（発現影響、ストレス因子、EDCのメカニズム）は、弱、中、強にランク付けした。

佐賀市での国民会議講演会の報告



2005年2月26日、佐賀勤労者総合福祉センターにおいて、国民会議の講演会が開催されました。当日は、地元を基盤とするN G Oのメンバーや国民会議の賛助会員であるグリーンコープ事業連合のメンバーなど、約100人が参加しました。また、会場では地元で有機野菜栽培を手掛けておられる団体が作品（農産物）を展示され、おいしいネーブルなどをふるまっていたきました。

基調講演には、講師として東京都神経科学総合研究所客員研究員の黒田洋一郎さんをお招きし、「いま、子どもの脳があぶない！～化学物質の脳への影響～」をテーマに、脳や行動の発達と遺伝子や環境との関係についてお話していただきました。

黒田さんからは、まず、近年わが国でも増加している注意欠陥多動性障害（A D H D）や学習障害（L D）、高機能自閉症、アスペルガー症候群など、軽い脳の発達障害の原因について、家庭・学校・社会環境の著しい変化に加え、P C Bなどの内分泌かく乱化学物質の影響があることが指摘されました。黒田さんのお話によれば、私たちの脳の発達には胎児や新生児の脳の中で遺伝子が正常に働くことが重要だそうです。遺伝子そのものは正常であっても、化学物質など環境からの影響で脳の中での遺伝子の働きがおかしくなれば、脳の発達障害や行動異常が起こるのです。例えば、P C Bは、甲状腺ホルモンによって調節されている遺伝子の働きをかく乱しま

すし、殺虫剤や農薬などに含まれる化学物質も、目や耳を通じて外部環境から受ける刺激に基づく神経活動による脳内での遺伝子の働きをかく乱します。その結果、記憶や学習など、後天的に獲得される行動に異常が現れるのです。しかし、脳の発達に障害があっても、適切なケアや支援教育を続ければ、年齢とともに正常に戻っていく場合もあるそうです。

その後、会場からは黒田さんに対し、「なぜ、脳の発達障害は7歳頃にならないと発現しないのか」などの質問がありました。通常、日本では7歳頃に小学校へ入学しますが、その頃になって他の児童と比べられ、はじめて発達障害児であることがわかることが多かったからだそうです。

基調講演の後、休憩を挟んでパネルディスカッションが行われました。パネリストとして佐賀市長の木下敏之さん、国民会議からは代表の立川涼、事務局の中下裕子が発言しました。

佐賀市長の木下さんからは、佐賀市におけるユニークな取り組みが報告されました。木下さんは、市長になる前は農水省と水産庁にお勤めだったそうです。当時、水俣病関連の訴訟を担当する機会があったそうですが、国はとても対応が悪く、被害がとことんひどくならないと動こうとしなかったそうです。そこで、木下さんは、ご自身が市長に就かれてからは、予防原則の立場で取り組んでいこうと考えておられるのだそうです。

木下さんは、まず、子どもの空気を少しでも安全なものにしたい、という思いから、シックスクール対策に取り組まれたとのことでした。学校内の塩ビ製品を追放し、また、全面禁煙にしたそうです。床ワックスも使用しないことにしたそうです。さらに、建造物も木造・漆喰で造るなどの工夫をされているとのことでした。ちなみに、佐賀市のバスセンターでは、床に厚さ3センチのひのき材を使用し、塗料も柿渋を使用しているそうです。担当者からは、なぜ市長がそこまで細かく指定するのかと訝しがられたそうですが、市が率先して安全な建造物を建築することによって、市民の方々にも追随して欲しいのだということでした。

また、学校給食に関しても数々の取り組みがなされています。まず、食材の原料には遺伝子組換のものを使用しないことにしたそうです。また、給食に出されていたパンは、輸入小麦が原料になっていたそうですが、残留農薬検査を実施した結果、これを国内産小麦パンに変更したそうです。さらに、最近では和食の見直しをしており、現在週3回程度の米食を、週4、5回程度にまで増やしたいと考えておられるそうです。なお、学校給食にはできるだけ地場産品を導入することとし、米食には市内産米を使用しているとのことでした。米以外にも、各学校毎に近隣の農家の協力を得て、有機野菜等の導入もしているそうです。

さらに、佐賀市では、チメロサル（水銀化合物）を含まないワクチンを導入したそうです。チメロサルは、自閉症との関係が問題になっているのですが、未だに科学的な因果関係は完全には解明されていません。しかし、予防原則の立場から、いち早く対応したとのことでした。

なお、黒田さんの講演を受けて、佐賀市においても自閉症児や注意欠陥多動性障害児が増加しているというお話がありました。現在は身体障害児につけている支援指導員を脳の発達障害児にもつけていきたいと考え、そのための予算を計上したそうです。そして、各学校に希望を募ったところ、予想以上に多くの手が挙がったのだそうです。

最後に、木下さんは、とにかく有害な化学物質を減らしていきたいと、今後の抱負を述べられました。また、子どもたち自身が安全なものを選ぶ能力を身

につけられるよう、食教育を徹底させたいとのことでした。

立川代表からは、これからは市民への啓発活動だけでなく、積極的に行政・立法機関へ働きかける必要があることが指摘されました。中下事務局長からは、その具体的な提案として、国民会議の「子ども環境保健法」（仮称）の立法提言の説明がなされました。

その後の質疑応答では、「なぜ、市長自身がそれほどまでに熱意をもっておられるのか」「実際に政策を行う際に何の障害もなかったのか」「どうしてこのような革新的な取り組みが可能となったのか」など、木下さんへの質問が集中しました。木下さんは、自分自身が7歳になる子の親であるとお話して下さいました。

常々、害虫が食べて死ぬようなモノを食べたくないと考えており、また「自分がイヤだと思うことを子どもにさせたくない」という当たり前の気持ちを持っているのだということでした。また、学校給食に関しては、結局、学校給食会との折り合いがつかず、全て民間の業者へ委託することになったそうです。実は、栄養士や調理師など現場からのクレームが多かったそうですが、中でも協力的な方々を突破口として粘り強く取り組んでこられたとのことでした。さらに、面倒くさがりな役所を動かすためには、とにかく「しつこく、しつこく、しつこく」食い下がることが大切です、決して途中で諦めてはいけませんと、却って私たちを激励して笑いを誘う場面もありました。

それ以外にも、会場からは、各人が所属しておられるN G O活動の紹介をはじめ、今後自分たちがなすべき活動の方針が明確となった、実際にこのような取り組みを行っている自治体があることに勇気付けられたなど、自由闊達に発言していただきました。

以上のとおり、今回の講演会は、問題提起とその原因についての解説と、行政への働きかけなど私たちにできる具体的な対応策が明確に示され、また、子どもの環境保健に関する立法の必要性、予防原則の重要性が再認識できるなど、大変有意義なものとなりました。

今後とも、このような地方講演会を継続して開催していきたいと考えています。

牛肉輸入再開を考える視点

国民会議副代表・弁護士 神山美智子

●米国を向く日本の安全行政

アメリカ産牛肉輸入再開問題は、80年代以降の日米貿易摩擦を思い出させます。アメリカは常に強国の立場で、あれを買えこれを買え、買わなければ報復するぞと脅し続けてきました。日本の食品安全問題は、常に、アメリカを初めとする諸外国との貿易摩擦の影響を受け続けてきたのです。レモンのカビ防止剤が問題になったとき、日本は輸入を禁止しましたが、アメリカの圧力に負け、カビ防止剤を添加物に指定して輸入しました。BHAという酸化防止剤の禁止も、諸外国の圧力で撤回されてしまいました。残留農薬基準も、外国でのポストハーベスト使用を前提にした緩やかな値が設定されました。日本の食品安全問題担当者は、自国の消費者ではなく、アメリカの方を向いているのです。

●米国の生産者にも検査肯定派

昨年日本とアメリカの担当者が話し合って、20か月齢以下の若い牛に限り検査なしで輸入しようという方針を決めました。アメリカでは非常に多くの牛を飼っているのに、若い牛の検査などできないというのは、ここがそもそもおかしいところで、顧客が、自国では全部検査して証明を発行しているから検査しない肉は輸入できない、輸出したかったら検査しろと言っているのですから従えば済むことです。アメリカの生産者の中には、日本向けに検査しても良いと言っている業者もあるのに、アメリカ政府はそれを認めません。アメリカ国内向けに波及するのを恐れているのでしょう。

●月齢証明を拒む米国政府

こうして20か月以下の若い牛の輸入再開を決めてみても、アメリカでは生産履歴（トレーサビリティ）管理をしていないので、月齢を証明することができません。月齢を証明できる牛肉のみ輸出すれば良いのに、それもしたくないのです。

そこで枝肉（生きている牛ではなく肉そのもの）の成熟度を生理学的に評価して、月齢を判別しようということになりました。この評価は、①骨格の成熟度（骨の骨化）、②赤身度、③①と②を組み合わせた全体的な成熟度の3つのスコアを決定するものだそうです。しかしこの方法では20か月なのか21か月なのかの判別すら不能らしいので、およそ17か月以下の牛肉（A40というスコア）を輸入しようということに決着したようです。

それでも、牛丼に使っている安価なショートプレート（バラ肉）の輸入はできないそうで、牛丼の吉野家は、30か月以下の牛肉の検査なし輸入再開を求める署名運動を展開し、すでに100万を超える署名が集まっているとのことでした。

ただし普通の消費者にとって、アメリカ産牛肉の輸入再開問題は、実はあまり関係ないのです。牛肉は毎日食べる必要もないし、スーパーへ行けば安い国産牛やオーギービーフ、和牛の裁ち落としもあります。輸入された後に使われるには外食用でしょう。毎日毎日牛丼を食べていたら痛風になってしまった、と言ったタクシーの運転手さんに会ったことがあります。すき焼やステーキはご馳走のはずです。ご馳走はたまに食べるからご馳走であって、安い食べ放題のご馳走などというものはありません。

●米国式処理法の問題点

アメリカでは全頭検査しなくても、全部の牛の特定危険部位（脳・眼・扁桃・回腸遠位部など異常プリオンがたくさん蓄積している部分）を除去しているから問題ないと言われていますが、先日来日したアメリカ最大手の食肉処理工場の労働者は、アメリカの効率一辺倒の急速処理方法では、本当に特定危険部位が除去できているかどうか分からないと発言していました。

エリック・シュローサー著『ファストフードが世

界を食いつくす』(草思社)には、食肉処理場からファストフード店までの実態が詳しく書かれています。その記述の中でも、信じ難いのが、「アメリカでは毎日、約20万人が食品由来の病気にかかり、うち900人が入院し、14人が死亡している(270頁・アンダーライン筆者)」とか、「疾病管理予防センターの推計では、現在およそ3万7000人のアメリカ人が、毎年0-157以外の大腸菌株による食中毒にかかり、うち1000人が入院し、約25人が死亡している(309頁)」という部分です。日本はアメリカのおよそ2分の1の人口ですが、日本における食中毒の死者は、1年に10人程度、多い年でも20人程度です。患者数も1年で3万人から4万人ですから、アメリカの毎日20万人がどれほど凄いか分かります。

この本に出てくる食肉処理場はほとんど無法地帯です。違法入国者を密かに雇い入れ、ホームレスのために州政府などが用意した家に住まわせ、過酷な労働に従事させ、怪我をしても保障もないとか。こんな牛肉を安心して食べられるとは到底思えません。

●日本の全頭検査の有効性

BSEについては、原因が本当にエサなのか代用乳なのか、そこに含まれていた異常プリオンがどのように体内を移動・蓄積するのか、危険部位の特定は十分なのかなど、分からないことだらけです。BSEが異常プリオンによるということを発見し、ノーベル賞を受賞したアメリカのプルシナー博士は、こうした原因究明や再発防止のためにも、日本の全頭検査は有効だと言っておられます。

検査して異常プリオンが見つからないからと言って、その牛がBSEに感染していないわけではありません。なぜなら現在の検査は、と殺後に脳の門という部分を調べているだけだからです。脳にまで達していない体内の異常プリオンはもともと見つけていないのです。調べても見つからないから無駄だと、

農水省や一部の政治家・学者などが言っているのですが、初めから承知の上で、消費者の安心を購うために鳴り物入りで導入したのです。

●検査の精度向上が急務

科学的検討をするはずの食品安全委員会も、20か月以下では感染をみつけれないから、検査を止めても安全性が損なわれることはない、などという妥協的な結論を出そうとしています。しかし今やらなくてはならないのは、生体で検査できないか、脳以外の部分で検査できないかなど、検査の精度を上げることです。全頭検査廃止は、もうパニックは治まったから、検査を止めても消費者は肉を買うだろうと馬鹿にしていることです。

輸入肉には、「アメリカ産(検査はしていません)」という表示をさせ、後は消費者にまかせれば良いという意見があります。しかし外食や加工食品では、どこまで正しい表示がなされるか分かりません。国として安全性の証明が不十分な肉を、安全かどうか分からないと表示させて売ることが許されるでしょうか。

●薬害ヤコブ病の教訓を忘れるな

日本の消費者も、BSEに限らず、抗生物質入のエサを与えないで飼った肉や卵、有機栽培の野菜など、高いという理由で敬遠するのは間違っていると思います。

BSEが人に感染すると、悲惨な変異型クロイツフェルトヤコブ病を発症します。日本は乾燥硬膜移植により、世界一多くの薬害ヤコブ病を発生させた国です。裁判所上の和解で国は反省し、厚労大臣が声明まで出したのに、その反省はどこへ行ってしまったのでしょうか。

食品のフタル酸エステル汚染

国民会議常任幹事 山田久美子

フタル酸エステル類は、主にポリ塩化ビニル製品の可塑剤として広く用いられ、わが国における総生産量は年間40万トンを超える。中でもフタル酸-ジ-2-エチルヘキシル（DEHP）は生産量が多く、げっ歯類の生殖器に内分泌攪乱作用を示すことが報告されている。

食品汚染問題としては、平成11年度の実態調査結果から、給食や弁当などの惣菜への配膳時の塩ビ手袋使用によるDEHPの移行が判明し、平成12年6月に厚生省は塩ビ製手袋使用自粛の通知を出している。しかし実際には、その後の平成12年度実態調査においても、看過するべきではない高濃度汚染の食品が他にも存在していた。そこで、平成12年度厚生科学研究の生活安全総合研究事業の一環である、『フタル酸エステル類の食品汚染実態および摂取量に関する調査研究』における177検体の食品についての、分析調査結果から問題を掘り起こし、特にわが国でも新たな耐用一日摂取量TDI（ $40\mu\text{g}/\text{日kg体重}=40000\text{ng}/\text{日}\cdot\text{kg体重}$ ）が決められた、DEHPに着眼して考えてみることにする。ただし、いずれも結果は ng/g （食品1g中の含有量 ng ）で報告されているため、食品の摂取量 g をかけ、摂取者の体重 kg で割った値がTDIと同じ単位となることに注意していただきたい。

1. ベビーフードについて

ベビーフード1検体における 4250ng/g という高濃度DEHPについて、報告書では原因を平成12年5月製造の製品であったため、前述の通知以前の生産ラインにおける塩ビ手袋との接触であろうとしている。同年9月から12月に生産された同一製品を分析した結果、いずれも 100ng/g 未満であったとの報告である。しかしその他のレトルト離乳食でも今回調査で 1570ng/g 、フリーズドライ離乳食で 1840ng/g であったのは、製造設備にまだ一部塩ビ製配管が使用されていることによるとの推察であった。

2. 油脂食品について

1回の摂取量が少ないため、調査報告では問題としていないが、イタリア産オリーブ油など植物油（ $452\sim 1750\text{ng/g}$ ）や北海道産バター（ 2830ng/g ）など油脂食品のDEHP濃度がきわめて高いことに、やはり注意するべきであろう。特に高濃度である原因を不明として放置するべきではない。

3. その他の食品について

イギリス産ビスケットで 678ng/g 、シュウマイ餃子 749ng/g なども摂取量の多い食品であり、また幼児が食する可能性も高いため、高い濃度が検出されていることは問題である。

4. 報告書の問題点と早急な対策の必要性

報告書では、これらの食品中のDEHPについて、特に高かったベビーフード以外は、TDIに抵触するほどではないとして対策の必要性を訴えてはいない。しかし幼児を含む一般市民は、日常的に多種の食品を摂取しているため、食品からだけでも相当量のDEHPを摂取している可能性がある。また調査品目以外の高濃度汚染食品も、実際には多数市場に存在すると想定しなければならず、1食品のみのフタル酸エステルの試算で、一般市民のフタル酸エステル摂取量がTDI以下であることは、全く保証できない。

また食品だけではなく、日用雑貨や建材などの住環境からの摂取も考慮した総摂取量を考える場合、TDIに抵触しないとして無策のままであってはならないと考える。

よって、今後、行政府が行なうべき施策は次のようなものであろう。

- ①食品生産ラインにおける塩ビの使用の禁止（塩ビ製配管から塩ビ手袋、包装、一時保存容器に至るまで）が必要である。特にDEHPなどへの感受性の高い乳幼児を曝露から守るため、ベビーフードの生産ラインについては早急に禁止をするべきである。
- ②①の施策と並行して、食品の高濃度DEHP汚染の原因と混入経路などの調査の継続が必要である。
- ③一般市民について、食品のみではない生活環境すべての総合的なDEHP摂取量の調査（尿中代謝物の測定などによる調査）を行なうべきである。この調査は欧米ではすでに行なわれており、予想以上にDEHPへの曝露の大きいことが判明している。
- ④塩ビの混入した輸入食品に対する、水際での防止策を講ずるべきである。

なお、環境省は平成14年6月、DEHPなど10物質について、低用量でのヒト（哺乳類）への明らかな内分泌攪乱作用は認められなかったと発表しているが、乳幼児や一般市民がTDIを超えて曝露を受けているおそれがあるならば、調査の継続と対策を急ぐべきである。

「化学物質汚染のない地球を求める東京宣言」 の署名活動にご協力下さい！

国民会議事務局長 中下 裕子

●EUの新化学物質政策－REACH

いま、EUでは、新たな化学物質政策が導入されようとしています。現在、世界の市場には10万種の化学物質が流通しているといわれていますが、その中で、人の健康や生態系への影響に関するデータが整備されているものはごく僅かです。製造・使用への規制がかかっているものも、数十物質程度にすぎません。つまり、私たちは、「正体不明」のままで、日々大量の化学物質を製造、使用し、環境中に放出しているのです。これでは、到底、人体被害や生態系の破壊をくい止めることはできないと言わざるを得ません。

そこで、EUでは、人間の健康と環境を守るために、予防原則に立ち、安全性の立証責任を行政から事業者に移すとともに、発ガン性や難分解性・高蓄積性の化学物質については、認可制を導入して厳しくコントロールするという、画期的な内容の法案（REACH）が議会に提案されています。持続可能な化学技術、化学産業への転換をめざして、勇気ある第一歩を踏み出したものといえるでしょう。

●国際市民セミナーの開催と東京宣言の採択

ところが、化学産業界やアメリカ政府はこのREACHに対して強く反対しています。残念ながら、日本政府も、そのアメリカに追随しています。そこで、昨年11月、国民会議を含む7つのNGOの共催で、国際市民セミナー「化学汚染のない世界をめざして－REACH」が開催されました（ニュースレター32号参照）。そのセミナーで、REACHが後退することなく成立することを願うとともに、日本政府に対しても、予防原則を中心にすえて化学物質制度の包括的な見直しに早急に取り組むことを求める、「化学物質汚染のない地球を求める東京宣言」が、参加者有志により採択されました。

●署名活動へのご協力を！

そのセミナーの後、さらに多くの賛同者を募って東京宣言を日本政府に提出すべく、有害化学物質削減ネットワーク、化学物質問題市民研究会、WWF ジャパン、全国労働安全衛生センター、国民会議の5団体によって「東京宣言推進実行委員会」が結成され、署名活動に取り組んでいます。皆様も、ぜひこの活動にご協力をお願いします。同封の用紙をコピーして、できるだけ多くの方々の署名を集め

て事務局までご返送下さい。下記のウェブサイトからオンライン署名もできます。

また、国際市民セミナーの報告書『化学物質汚染のない世界をめざして：EUの新しい化学物質規制——REACH』も出来上がりました。REACHに関する情報がいっぱい詰まっています。500円とお買得ですので、お早目に同封の用紙でお申し込み下さい！

※実行委員会のウェブサイトは、

<http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/tokyo/index.html>

セブンイレブンみどりの基金から活動助成を受けた全国連続講演会プロジェクトの報告

今回の佐賀の講演会を初め、昨年9月の東京での家庭用品ブックレットの講演会、総会での記念講演、12月の岡山での講演会は、「生活圏の環境を保全するための連続学習会の開催」というプロジェクトの一環として行ってきました。

このプロジェクトでは、これまでの国民会議の活動で蓄積された情報をもとに、東京をはじめ、各地域で連続講演会を行うことで、地域で活動しているNPOの人たちとの連携を深め、地方自治体などの政策への影響を及ぼし、地域での環境保全活動を活性化させること、ならびに地域の人々の声を、私たちの更なる立法提言につなげて行くことを目的としたものでした。

12月の岡山での講演会は、その後「エコウェブ岡山」という環境団体のブックレット作成に、中下事務局長が投稿するなど、地元の環境団体とのネットワークの強化、協力関係に発展してきています。

今回の佐賀の講演会でも、先駆的な事業を展開している木下敏之佐賀市長に出席していただくことで、地方自治体との関係づくりができました。木下市長からは、子どもに対する市の事業に関してアドバイスなどの協力依頼をされるなど、地方自治体の取り組みに協力することで、環境保全を進捗させるという、本事業の目的が達成できました。

国民会議では、子どもを環境汚染から守ることを目的とした「子ども環境保健法」制定の提言を行っています。今回の地域の団体とのネットワークをもとに、地方自治体レベルでの条例制定の動きにつながる可能性を追求していきます。

また一方で全国レベルでは、今後も地域の人たちの声を「子ども環境保健法」の立法化のための提言運動に反映させていきたいと思っています。

いろいろご協力いただいた方々には、あらためて感謝させていただくとともに、活動を助成していただいたセブンイレブンみどりの基金にお礼申し上げます。

（ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議事務局）

外来種対策法とそのパブリックコメントの意義とは

WWFジャパン自然保護室 草刈 秀紀

外来種がなぜ問題になっているのか

本来、その生物が住んでいなかった地域に、様々な貿易や人の移動などにもとない意図的に、または、非意図的に持ち込まれた動物や植物を外来種と呼んでいる。

外来種は、「海外からその国に持ち込まれた種」だけを指すものではない。地理的に、または、気候的に、相互に隔てられた場所では、その地域の生き物は、同じ種類であっても長い年月を経て、その地域特有の生き方をしているため互いに外来種となるのである。

例えば、同じ日本国内であっても、周囲を海で隔てられた島嶼などでは、独自の生態系が形成されていることが多く、そこに国内の他の地域から新たな動物や植物などが持ち込まれることで、その地域の固有の生き物に対して、大きな脅威となっているのである。

固有の生き物に与える脅威とは、捕食、生息地を奪い合う競合、その結果起こる駆逐、土壌や生息環境の攪乱、交雑による遺伝的な攪乱、農林水産業への影響、感染症などを引き起こす人への影響など上げられる。また、これらの要因が複合的に生じることもある。

IUCN（国際自然保護連合）の報告では、種を絶滅に至らせる脅威の2番目として外来種の影響を上げている。世界各地で種の絶滅の恐れが増大しているのである。

外来種による被害をなくしていくためには、①侵入を予防すること、②発見した場合、すぐに対処すること、③定着している場合、外来種の防除、管理を行うことの3つである。

法律制定の経緯

1992年リオの地球サミットで「生物多様性に関する条約」が採択され、日本は、1993年に条約を締結している。外来種対策は、生物多様性条約の第8条(h)で明記されている「生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を抑制し若しくは撲滅すること」が根拠となっている。

2002年に作成された「新・生物多様性国家戦略」では、我が国の生物多様性に対する3つの危機があげられているが、その一つが外来種である。また、2003年の小泉総理が進めた総合規制改革会議による答申でも①外来種の導入に関するリスク評価と制限、②外来種の管理を適正に行う対策、③外来種の駆除や制御に関する対策、④在来

種の産業利用の促進、⑤実効ある制度の構築、法制化の検討が上げられている。

このような背景から2002年、環境省は、野生生物保護対策検討会移入種問題分科会を設置し「移入種（外来種）への対応方針について」をとりまとめた。

その後、2003年、中央環境審議会の野生生物部会に「移入種対策小委員会」を設置し、法制度の作成に向けた検討が始められた。同年12月、「移入種対策に関する措置の在り方について」をとりまとめ、法案が作成された。

外来種対策法とは

2004年6月に可決成立した「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、外来種対策法）」は、国内にもともと生息している生物を捕食、競合や駆逐などにより生態系に影響を及ぼしたり、人や農林水産業に被害をもたらしたりする外来生物を特定外来生物として指定し、輸入や移動、栽培・飼育などを禁止する法律である。今年6月1日までに施行される。

国は、必要に応じて指定生物を防除する。また、飼育する場合などは国の許可が必要で、マイクロチップなどを付け個体識別管理が義務付けられる。

外来種対策法で指定されるのは、主に「特定外来生物」（海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがあるものの中から、主務大臣によって指定される種である）と「未判定外来生物」（特定外来生物とは別に、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす疑いがあるか、実態がよく分かっていない海外起源の外来生物）の二つであるが、この他に法的な拘束力はないが「要注意外来生物」がリストされている。

外来種対策法は、野生生物に関する法律の中でも最も厳しい罰則規定が設けられた。個人の場合懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が課せられる。

外来種対策法の問題点

外来種対策法の国会審議中にWWFジャパンと日本自然保護協会および日本野鳥の会の3団体は、環境大臣宛に要望書を提出した。外来種対策法の主な問題点は、①政令指定種を評価する常設の科学委員会を設置し、生態系等への被害評価を行うこと、専門家やNGOなどの申

し立てにより、科学委員会が判定できる仕組みを作ること、②防除計画は都道府県だけではなく広く国民の意見を聞き合意形成の手続きを盛り込むこと、③防除事業の効果判定方法を盛り込むこと、④防除事業の実施結果の科学的評価を行う評価委員会の設置すること、⑤都道府県知事が、地域の状況に合わせて特定外来生物を特定し、防除計画を定めることができるようにすること、⑥有害性が完全に排除できない場合、特定外来生物に指定するよう判断すること、⑦未判定外来生物の判定にあたっては、申請者の立証責任を明確にすること、などである。

NGOによる種の選定

3団体は、環境省の特定外来生物選定よりも先んじて、『「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」における特定外来生物に、指定すべき提案リスト』を作成することとした。選定作業は、2004年6月末から始め、10月25日には、475頁の報告書としてとりまとめた。

種の選定は次の3点を重視した、①生物多様性条約第8条(h)において、対応の必要性が位置づけられ、予防的な観点に立って、侵入の防止、早期発見・早期対応、防除（影響緩和）を図ることが重要である点、②生態系等に係る被害又はその恐れに関する国内の科学的知見を活用すること、③被害の恐れに関しては、現に被害が確認されていない場合であっても既存の知見により被害を及ぼす可能性が高いことが推測される場合には、その知見を活用すること。

種のリスト作成作業は、法案の成立過程やこれまでの経緯に関わって来たNGOや研究者メンバーを中心として進めた。その結果、リストされた種は、354種である。この内、生態系に影響があり何らかの対応をすべき種は、Aランク94種、対策の緊急性がある種としてAランク88種があげられた。

環境省による種の選定

一方、環境省は、2004年10月27日から2005年1月31日まで、学識経験者による特定外来生物等専門家会合（2回）および専門家グループ会合（13回）を開き、特定外来生物および未判定外来生物、種類証明書添付生物、要注意外来生物種の選定を行った。

選定された種数は、次の通りである。

37種：特定外来生物種

1095種：未判定外来生物

148種：要注意外来生物（法律の枠外）

3200種：種類名証明書添付

環境省の種の選定に関する問題点

環境省における種の選定は、選定に必要な期間が短かったこともあるが、3団体が選定した種のリストと比較すると37種は、予防原則から考えても少なすぎる。

選定に関する問題点は、次の通りである。

①予防原則の不足：予防的アプローチは、すでに定着し

てしまった外来種の撲滅、封じ込め、防除措置を検討する際にも適用されるべきである。侵入種の様々な影響に関する科学的な確実性が欠如していることを、必要な撲滅、封じ込め、防除措置をとることを先延ばしにしたり、あるいは措置をとらない理由とすべきではない。

②選定基準の欠如：6つの分類群（哺乳類・鳥類、両生爬虫類、魚類、昆虫類、無脊椎動物、植物）ごとに選定されたが、一貫した選定基準がない。

③生態系への被害防止が第一義ではなかった：「生態系等に係る被害の防止を第一義に」選定すると基本方針に明記されていたが、社会的・経済的な影響などの配慮が色濃く出てしまった。

パブリックコメントの意味

昨今、様々な形でパブリックコメントが行われている。パブリックコメントは、行政が国民から意見を聞く場である。数年前までパブリックコメントが行われる期間は、短く2週間程度であったが、最近は、1カ月間に渡って行われている。

しかしながら国民は、パブリックコメントが行われているかどうかを自ら調べない限り知る由もない。

今回の特定外来生物の選定に関するパブリックコメントは、1カ月間行われ、ブラックバス擁護派から特定外来生物指定反対の意見が10万件以上だされている。その99%がインターネットを利用した意見提出と思われる。

市民団体がインターネットで署名活動や政府に一斉に要望書を送付する（様式が作ってあり後は、自分が名前を入れてメールで決められた宛先に送信するだけ）運動を行うが、今回は、ブラックバス擁護派がその手を使ったのである。

現在のパブリックコメントは、国民からの意見を行政が吸い上げ、行政の裁量で物事を決めている。適正な判断かどうかは、行政が決めているのである。第三者が公平、中立な立場で判断し、その結果を行政が受けとめて判断する仕組みになっていないところに問題がある。

問われる説明責任

今回、行政の裁量でブラックバスを含め特定外来生物が指定されると思われる。ブラックバス擁護派へ公明正大な説明責任が問われるであろう。外来種問題は、新たなステージを迎えている。日々、外来生物の脅威にさらされ、失われていく私たち国民の共有財産である固有種を救う判断が今問われているのである。

*参考になるホームページ

WWFジャパン

<http://www.wwf.or.jp>

野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク

<http://www.asahi-net.or.jp/~zb4h-kskr/wildlife/>

外来種問題メーリングリスト

<http://www.asahi-net.or.jp/~zb4h-kskr/alien-s.htm>

ごみ処理の税金負担から事業者責任へ 「容器包装リサイクル法」を改正しよう！

容リ法改正全国ネットワーク 服部美佐子

●処分場の逼迫で制定、10年目の改正

家電、自動車など各種リサイクル法のトップバッターとして登場した容器包装リサイクル法（以下容リ法）は施行後10年で見直すとされていて、今年がその時期にあたる。

事業者は製品がごみになった時まで責任を負うという、「拡大生産者責任」の考え方は世界的な流れで、日本でも「循環型社会形成推進基本法（以下循環法）」が2000年に制定され、家電、自動車と徐々に強まっている。しかし、容器包装ごみが一般廃棄物約5000万トンの約60%を占め、最終処分場が逼迫したため、循環法より5年も早い1995年に作られた容リ法は、責任が一部に止まり、制定時より費用負担のあり方などの問題が指摘されていた。

●現行法ではリサイクルコストが増すばかり

容リ法は消費者が分別、市町村が収集、事業者が再商品化（リサイクル）するという法律である。1997年にペットボトルとガラスびん、2000年に紙製及びプラスチック製の容器包装が対象となった。

ごみ処理はすべてお任せだった事業者がはじめてリサイクル費用の一部を負担するようになり、2003年度の負担額は約400億円（97年度14億円、事業者数は約6万社（同500社）である。実施している市町村は品目ごとに異なるが、ペットボトルは2891自治体、プラスチック容器包装は1166自治体となっている。

問題は三者の役割分担と費用である。2003年度、環境省のアンケートによれば、人口10万人以上の市町村でペットボトルがキロ当たり153円、プラスチック製容器包装が97円。一方、事業者負担はペット75円、プラスチック55円で、各々2倍、1.7倍自治体が多く負担している。集めれば集めるほどお金が高むため、「リサイ

クル貧乏」という言葉も生まれている。

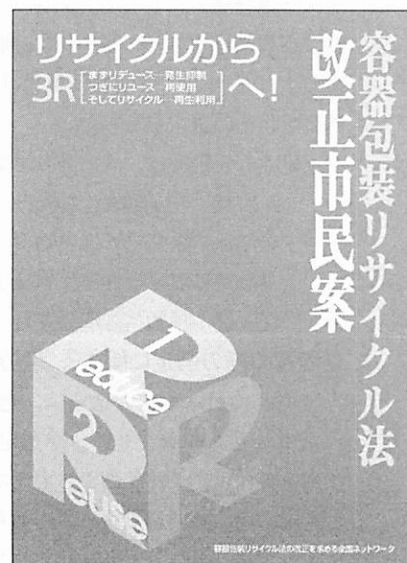
●リサイクル優先でごみが減らない

法律によりリサイクルの仕組みができて埋め立てごみは減ったが、肝心の容器包装ごみは減っていない。事業者は少ない負担でリサイクルできるため、「ワンウェイ容器を使った方が得する」からである。生協などが扱うリユースびんは、市町村の回収ルートにのらない「自主回収」のため、税金で集めてくれるワンウェイびんとは、初めから不利な競争を強いられている。循環法で謳っている3R＝リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクルの順番も容リ法では「絵に描いた餅」と言わざるを得ない。

●ごみと環境コストが減る法律へ

コストがかかって、ごみが減らない容リ法をどう変えるか。改正の大きなポイントは「現在、市町村の役割となっている収集・分別・保管をすべて事業者の役割とし、リサイクルにかかるすべての費用を生産者があらかじめ負担することを通じて製品を購入した消費者が負担する仕組みとする」「リデュース、リユース、リサイクルの3Rの優先順位で推進する手法を盛り込み、リサイクル中心のしくみからごみを減らす法律へ転換を図る」ことの二点である。

もし、事業者が収集を含めリサイ



クルにかかる費用のすべてを負担することになれば、その費用は商品に含まれる。つまりリサイクル費用に応じて製品価格は上昇するということになる。事業者は商品が売れなくなるとは困るので、できるだけ安くしようと、リサイクル費用のかかる使い捨て容器や複合素材をやめたり、有害物質を使わずにリサイクルしやすい素材で製品を作るようになる。また、市町村単位の収集から事業者による広域的な収集に転換することで効率的になり、費用を安くすることもできる。これまでの納税者負担ではなく、事業者負担＝消費者負担にすれば、生産そのものが変わり、ごみが減るはずである。

さらに、容器包装が消費者に身近なものであることから、リユースできる、CO₂排出量が少ないなどの環境メッセージを容器に表示すれば、3Rへ誘導も可能である。

●ごみがきちんと減る法律を作ろう！

市民団体などでつくる「容リ法改正全国ネットワーク」の運動で昨年約96万人の署名が国会に、全国の地方議会から350以上の意見書が国に出されているほか、全国知事会、全国市長会、全国都市清掃会議などからも要望書が提出されている。法律を所管する経産省の産業構造審議会、環境省の中央環境審議会でも本格的な協議が始まっている。

負担の押し付けと誤解し現行法のままでよしとする事業者がいるが、このままでは収集とリサイクルが分断されて効率が悪い、税金による収集ではリサイクル効率のよい製品が評価されないため、ますますコストは膨れ上がってしまう。これまで通りリサイクルコストを納税者としての個人が負担するか、それとも消費者としての個人が負担するか、私たちは選択を迫られている。

環境に配慮した社会を目指すというコンセプトの元で合意を図り、ごみを減らす消費者、リサイクルに熱心な自治体、リデュースやリユースに努力する事業者が報われるような法律に変えたい。

※容リ法改正全国ネットワークのホームページ

<http://www.citizens-i.org/gomi0/>

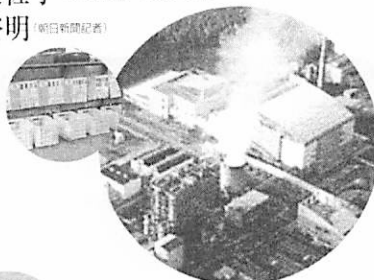
ごみ処理の お金は

納税者負担から生産者・消費者負担への転換

誰が払うのか

服部美佐子 (NPO法人ごみ・環境ビジョン21)

杉本裕明 (朝日新聞記者)



合同出版

■著書紹介

「ごみ処理のお金は誰が払うのか——納税者負担から生産者・消費者負担へ」合同出版

著者：服部美佐子（NPO法人ごみ・環境ビジョン21）杉本裕明（朝日新聞記者）定価1680円（税込み）3月15日刊行

ごみ問題をテーマにしたこれまでの本は環境汚染や健康被害の視点、海外との比較論などで、税金投入やごみ処理費からごみ問題を捉えた本はありませんでした。

本書は、最新のごみ情報や国内での特徴的な事例を紹介しながら、「お金」得に「税金」の使い方・使われ方をキーワードにして「ごみ問題」の現状とその解決策を考えました。特に容リ法に関しては関係者の声を拾いつつ実態や問題点について詳しく解説しました。

これまではごみ処理やリサイクルに税金を使うことはあたり前と思われてきましたが、それではごみ問題が解決しないことが明らかになっています。

お金が絡めば、誰もが真剣に考えざるを得ません。既存の体制を崩せない官僚社会を含め、いまの社会のあり様をとらえなおし、税金によるごみ処理から製品を作った生産者とその商品を買った消費者がコストを負担するという解決策の道すじを提示しました。

近くの書店にない場合は「セブン・イレブン」でもご注文できます（送料無料）。

◎ブックレット完成記念シンポジウム

33号でもご紹介した予防原則プロジェクトチームによる、新しいブックレット④「公害はなぜとめられなかったか?～予防原則で検証する(仮題)」が5月末に完成予定です。

ブックレット完成を記念して、シンポジウムを行うことになりました。ぜひ皆様のご参加をお待ちしております。

○日 時: 6月11日(土) 午後1:30～午後4:30

○場 所: 環境パートナーシップオフィス エポ会議室(東京・青山)

○資料代: 1,000円(国民会議会員は500円)

(詳しい内容は、ホームページをご覧ください)

◎事務局だより

巷では、振り込め詐欺や、インターネット上でのフィッシング詐欺、メール詐欺が大流行しています。国民会議にも多い日で100通近くのメールが届きますが、そのほとんどは宣伝や出会い系など不要なメール。メールアドレスに「kokumin-kaigi」と明記しているのに、なぜこんなメールが来るのか不思議です。朝一番の仕事は、9割の不要なメールを削除して、本当に必要なメールを探し出すことなのですが、これが結構面倒くさい。

ほとんどは件名だけで判断できますが、まだ関係者の方を十分存じ上げないためか、戸惑うことがあるのも事実。最初の頃、件名が「裕子より」というメールがよく来て、中身を読んだら、中下事務局長からのものでないことは分かったのですが、ちょっとドギマギしました。メールでブックレットのご注文やお問い合わせを送っていただく際には、ぜひ件名に具体的な用件を書いてください。よろしくお願いします。

(植田)

編集後記

広報委員会委員長 佐和洋亮

花粉症 マスクにもあり 美男美女

今年は殊の外花粉症が蔓延している。その主犯とされているのが杉花粉。過去最高記録の'95年の再来だそうで、3月がピーク。さらにヒノキ花粉が控えている。

ところで、昨今の報道には、花粉症は杉花粉が飛んで来ることによる自然災害であるかのようなものがある。

杉の木は、日本古来の神聖な木として、古くは万葉集にも「神奈備の三諸の山に齋(いわ)ふ杉」と読まれている。古くから、この列島の青森から屋久島まで分布し、その形状の美しさから神社の境内などに植えられ、また、木材としてもその有用性から昔から植樹されている。花粉症が特に増大したのは、ここ10～20年のこと。如何にも杉の木が悪いようにいわれるのは、神様に対して申し訳ない。

花粉症の原因として近時有力なのは、ディーゼル車を中心とする自動車の排気ガス。この微粒子が花粉に対する抗体を作りやすい状態にするそうだ。杉の木の生えていない都会地において花粉症の患者が多いこともこのことを裏付ける。

しかし、どういう訳か(愛・地球博の影響でもないだろうが)、この花粉症の原因について、自然災害ではなく、化学物質が作用したアレルギーだということがマスクミなどではっきり取り上げられていない気

がする。

車社会が花粉症の原因だとする人も、それは車が通過する毎に落下した花粉が何回も空中に舞い上がるせいだとか、'50年代に植林された杉が丁度大量に花粉を飛散させる時期になっている為だとか、動物性タンパク質などの摂取量の増大が人体内の抗体産生能力を高めた為だとか、或いは、中国から黄砂に乗って化学肥料が飛んで来ることと関係しているとか、様々なことがいわれている。

勿論、これらのことが花粉症と無関係ではないかもしれないが、花粉症は、大気汚染と関係する一種の化学物質過敏症であることについて、責任ある機関がこれを検証し、その結果を国民に伝えるべきではないだろうか。

最後に花粉症対策の抜粋を。1) イワシやサバなどの青魚を食べて体質改善を図る。2) 逆に食品添加物のタール色素のある物は食べない。3) ビタミンEを十分に摂る。4) 対処療法として・マスク・メガネの着用、帰宅時に服に付いた花粉をたたき落とす、水で目・喉・そして鼻までもよく洗う。

—参考文献— 平凡社大百科事典、「化学物質過敏症」(文春新書)、「花粉症を治す」(PHP新書)、「週間金曜日」(3/25号)など。

◎活動報告(05/01～05/03)

1月30日 予防原則プロジェクトミーティング
2月10日 常任幹事会開催
2月18日 予防原則プロジェクトミーティング
2月24日 食品プロジェクトミーティング
2月26日 佐賀市地域セミナー「化学物質と子どもの健康を考える～化学汚染から子どもを守ろう!～」を開催
3月10日 常任幹事会開催

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行

ニュースレター 第34号

2005年4月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 事務局

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-21

戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735

FAX 03-5368-2736

編集協力・レイアウト

(有)総合工房キャップ

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>